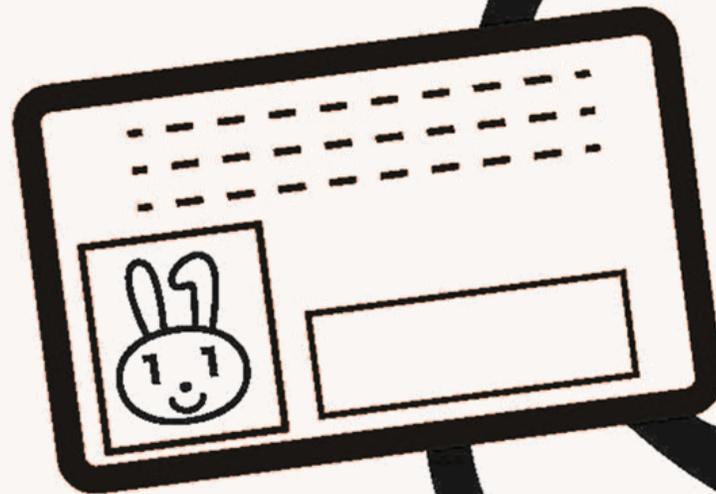


令和7年12月2日以降の 保険証廃止に伴う 対応について



令和7年7月 横河電機健康保険組合

現時点で国から示されている方針等に基づき作成しております。今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる場合があります。

マイナ保険証をご利用ください

令和6年(2024年)12月2日に健康保険証は廃止となり、健康保険証の新規発行は終了となりました。すでにマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行しています。



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

マイナ保険証：マイナンバーカードに
保険証の利用登録をしたものです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、以下の3つのステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



<マイナンバーカード総合サイト>



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



<マイナポータル>



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



マイナ保険証で医療機関を受診する方法

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

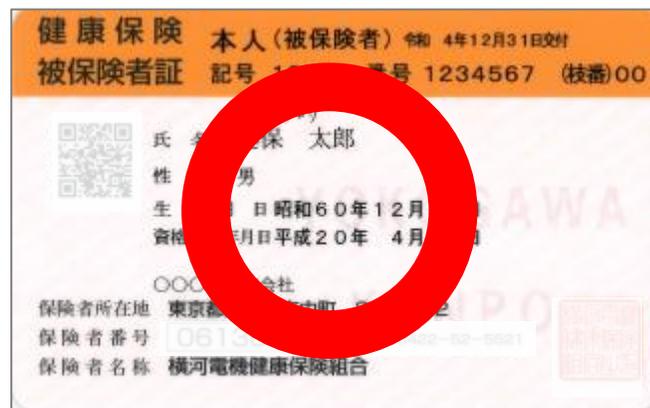
高額療養費制度 をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

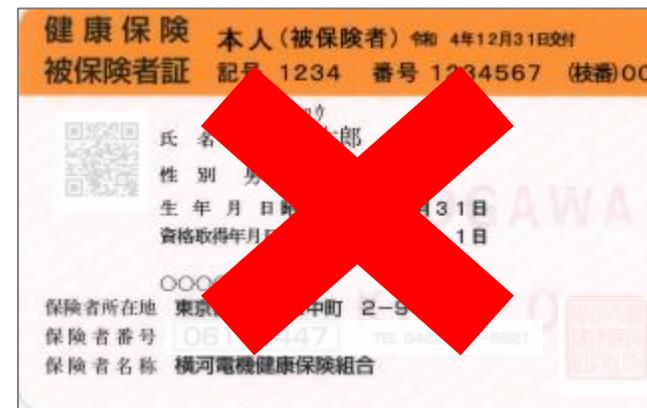
従来の健康保険証(カード)の取り扱い

現在お持ちの健康保険証(カード)は、**令和7年(2025年)12月2日以降、使用できません。**

令和7年(2025年)12月1日までは使用可



令和7年(2025年)12月2日以降は使用不可



令和7年(2025年)12月1日までに退職や扶養削除等で資格がなくなった場合は、健康保険証(カード)を会社へ返却していただく必要があります。

なお、令和7年(2025年)12月2日以降、資格がある方については、健康保険証(カード)の回収はいたしません。ご自身で破棄してください。

「資格確認書」について①

マイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、「資格確認書」を交付します。

<交付対象者>

- ① マイナンバーカードを紛失した者
- ② 施設や介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者
- ③ マイナンバーカードを取得していない者 など

<交付方法>

- 交付を希望する方は**必ず申請書による申請が必要です。自動的には交付されません。**
- 申請書は当健保組合ホームページ>申請書一覧 にあります。

No.22 「資格確認書交付申請書」



有効な健康保険証やマイナ保険証を所持している方には交付いたしません。(②を除く)

現在、健康保険証(カード)をお持ちの方についてはP.10をご確認ください。

「資格確認書」について②

<仕様>

- **A4サイズの紙**(複製防止用紙)となります。コピーを使用することはできません。(次頁参照)
- **6ヶ月未満の有効期限が必ず設定されます。**

有効期限は、毎年6月1日と12月1日となります。

(例)令和7年12月20日発行 有効期限:令和8年 6月1日

令和8年 5月 7日発行 有効期限:令和8年 6月1日

令和8年 7月25日発行 有効期限:令和8年12月1日

<取り扱い>

- 有効期限内の資格確認書は、**退職や扶養削除等で資格がなくなった場合は、会社へ返却していただく必要があります。**
- 有効期限を満了してもなお資格確認書が必要な場合は、申請が必要となります。

<再交付手数料>

- 滅失やき損による再交付の場合、令和7年12月2日受付分より**手数料として1,000円徴収**いたします。

おもて面

健康保険資格確認書

本人（被保険者）

令和 7年12月 2日 交付

記号	1234	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	ケホ タロウ 健保 太郎		
性別	男		
生年月日	平成 2年 1月 1日		
資格取得年月日	令和 2年11月 1日		
有効期限	令和 8年 6月 1日		
保険者番号			
保険者名称	横河電機健康保険組合 印		
保険者所在地	東京都武蔵野市中町2-9-32 0422(52)5521		

SAMPLE

うら面

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 - 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 - 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

SAMPLE

「資格確認書」について③

「資格確認書」の交付を希望する場合は必ず申請書による申請が必要となりますが、**現在、健康保険証(カード)をお持ちの方からの「資格確認書」交付の申請は受け付けておりません。**

令和7年12月2日以降、資格確認書が必要になる場合の申請は、**令和7年10月以降**の受付を目途に準備を進めております。

詳細につきましては追ってご案内いたします。



お問い合わせ

●マイナンバーに関するお問い合わせ

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・「マイナンバーカード」、「電子証明書」、「個人番号通知書」、「通知カード」等、マイナンバー制度に関する一般的なお問い合わせ
- ・「マイナンバーカード」及び「電子証明書」を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止
- ・マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



●「マイナ保険証」「資格確認書」に関するお問い合わせ

横河電機健康保険組合 0422-52-5521